

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3858034号
(P3858034)

(45) 発行日 平成18年12月13日(2006.12.13)

(24) 登録日 平成18年9月22日(2006.9.22)

(51) Int. Cl.		F I		
	HO 1 R 24/02 (2006.01)		HO 1 R 17/04	5 O 1 M
	HO 1 R 4/18 (2006.01)		HO 1 R 4/18	A

請求項の数 5 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2004-165476 (P2004-165476)	(73) 特許権者	000102500
(22) 出願日	平成16年6月3日(2004.6.3)		SMK株式会社
(65) 公開番号	特開2005-347103 (P2005-347103A)		東京都品川区戸越6丁目5番5号
(43) 公開日	平成17年12月15日(2005.12.15)	(74) 代理人	100084560
審査請求日	平成16年8月27日(2004.8.27)		弁理士 加納 一男
		(72) 発明者	梁瀬 智康
			東京都品川区戸越6丁目5番5号 SMK
			株式会社内
		(72) 発明者	富樫 晃司
			東京都品川区戸越6丁目5番5号 SMK
			株式会社内
		審査官	井上 哲男

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ケーブル用端子

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

略円筒状に形成された嵌合部本体と、この嵌合部本体の一端部に略等間隔で形成された長さの異なる少なくとも2本の連結部と、これらのうち長さの短い連結部に、順次それぞれ設けられた第1、第2圧着部と、これらのうち長さの長い連結部の先端側に設けられた第3圧着部とからなり、前記第1圧着部は、ケーブルとともに前記長さの長い連結部を外から圧着する形状とし、前記第3圧着部は、ケーブルとともに前記第2圧着部を外から圧着する形状としたことを特徴とするケーブル用端子。

【請求項2】

連結部は、嵌合部本体の端部に、軸方向に伸び、かつ、略180度の間隔で2本設けたことを特徴とする請求項1記載のケーブル用端子。

10

【請求項3】

略円筒状に形成された嵌合部本体と、この嵌合部本体に、軸方向に伸び、かつ、略120度の間隔でそれぞれ長さが順次長くなるように設けられた第1、第2及び第3の連結部と、これら第1、第2及び第3連結部のそれぞれの先端側に設けられた第1、第2及び第3圧着部とからなり、前記第1圧着部は、ケーブルとともに前記第2及び第3連結部を外から圧着する形状とし、前記第2圧着部は、ケーブルとともに前記第3連結部を外から圧着する形状とし、前記第3圧着部は、ケーブルを圧着する形状としたことを特徴とするケーブル用端子。

【請求項4】

20

嵌合部本体、連結部及び圧着部は、導電性金属板により一体に形成した一体構造であることを特徴とする請求項 1、2 又は 3 記載のケーブル用端子。

【請求項 5】

嵌合部本体、連結部及び圧着部は、導電性金属板により形成された複数の構成部品を係合連結した組み合わせ構造としたことを特徴とする請求項 1、2 又は 3 記載のケーブル用端子。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ケーブル（例えば同軸ケーブル）の端部に圧着される圧着部（例えば外部導体圧着部）と、この圧着部に連結部を介して建設された嵌合部本体（例えばシェル本体）とを有するケーブル用端子（例えば同軸ケーブル用端子）子に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来の同軸ケーブル用端子 100 は、例えば図 7 (a) に示すように、同軸ケーブル 1 の絶縁外皮（シース）3 を圧着する絶縁外皮圧着部 103 と、外部導体 5 を圧着する外部導体圧着部 105 と、この外部導体圧着部 105 に連結部 107 を介して一体に建設されたシェル本体 109 とで形成されている。

【0003】

シェル本体 109 は略円筒状に形成され、その内側には、内部端子（図示省略）を保持する略円筒状の絶縁体 111 が挿入固定され、前記内部端子は同軸ケーブル 1 の芯線（中心導体）7 に電氣的に接続されている。

【0004】

そして、シェル本体 109 が同軸コネクタ（図示省略）内に装着され、この同軸コネクタが相手方コネクタに嵌合接続されると、同軸ケーブル 1 は、その外部導体 5 が外部導体圧着部 105、連結部 107 及びシェル本体 109 を経、相手方コネクタの接地端子を介して接地され、電磁シールドされる。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、図 7 (a) に示した従来例は、圧着部 105 とシェル本体 109 を連結する連結部 107 が 1 個（1 箇所）であったので、つぎの（1）（2）に示すような問題点があった。

（1）圧着部 105 とシェル本体 109 を連結する連結部 107 が 1 箇所なので、こじりや曲げ等の機械的強度が弱いという欠点があった。

例えば圧着部 103、105 が図 7 (a) に矢印で示す方向に所定値（例えば 7.5 N（ニュートン））以上の外力 F を受けると、同図 (b) に示すように変形するという欠点があった。

（2）圧着部 105 とシェル本体 107 を連結する連結部 107 は、同軸ケーブル 1 の接地の役割を果たしており、この連結部 107 が 1 箇所しかないので、高周波性能が劣化するという欠点があった。

例えば、5 GHz の高周波信号については、VSWR（電圧定在波比）が劣化（例えば VSWR = 1.6）するという欠点があった。

このような高周波性能の劣化は、図 7 (b) に示すような変形があると、更に悪化していた。

【0006】

本発明は上述の問題点に鑑みなされたもので、こじりや曲げ等の機械的強度を向上させることができるケーブル用端子を提供することを目的とするものである。

本発明はさらに、高周波性能を向上させることができるケーブル用端子を提供すること

10

20

30

40

50

を目的とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

請求項1記載の発明は、略円筒状に形成された嵌合部本体と、この嵌合部本体の一端部に略等間隔で形成された長さの異なる少なくとも2本の連結部と、これらのうち長さの短い連結部に、順次それぞれ設けられた第1、第2圧着部と、これらのうち長さの長い連結部の先端側に設けられた第3圧着部とからなり、前記第1圧着部は、ケーブルとともに前記長さの長い連結部を外から圧着する形状とし、前記第3圧着部は、ケーブルとともに前記第2圧着部を外から圧着する形状としたことを特徴とする。

10

【0008】

請求項2記載の発明は、連結部は、嵌合部本体の端部に、軸方向に伸び、かつ、略180度の間隔で2本設けたことを特徴とする。

【0009】

請求項3記載の発明は、略円筒状に形成された嵌合部本体と、この嵌合部本体に、軸方向に伸び、かつ、略120度の間隔でそれぞれ長さが順次長くなるように設けられた第1、第2及び第3の連結部と、これら第1、第2及び第3連結部のそれぞれの先端側に設けられた第1、第2及び第3圧着部とからなり、前記第1圧着部は、ケーブルとともに前記第2及び第3連結部を外から圧着する形状とし、前記第2圧着部は、ケーブルとともに前記第3連結部を外から圧着する形状とし、前記第3圧着部は、ケーブルを圧着する形状としたことを特徴とする。

20

【0010】

請求項4記載の発明は、嵌合部本体、連結部及び圧着部は、導電性金属板により一体に形成した一体構造であることを特徴とする。

【0011】

請求項5記載の発明は、嵌合部本体、連結部及び圧着部は、導電性金属板により形成された複数の構成部品を係合連結した組み合わせ構造としたことを特徴とする。

30

【発明の効果】

【0015】

請求項1記載の発明は、略円筒状に形成された嵌合部本体と、この嵌合部本体の一端部に略等間隔で形成された長さの異なる少なくとも2本の連結部と、これらのうち長さの短い連結部に、順次それぞれ設けられた第1、第2圧着部と、これらのうち長さの長い連結部の先端側に設けられた第3圧着部とからなり、前記第1圧着部は、ケーブルとともに前記長さの長い連結部を外から圧着する形状とし、前記第3圧着部は、ケーブルとともに前記第2圧着部を外から圧着する形状としたので、1箇所で連結していた従来例と比較して、こじりや曲げ等の機械的強度、高周波性能、シールド効果を向上させることができる。

40

【0016】

請求項2記載の発明は、連結部は、嵌合部本体の端部に、軸方向に伸び、かつ、略180度の間隔で2本設けたので、接地部となる連結部がバランスよく配置され、こじりや曲げ等の機械的強度、高周波性能、シールド効果をさらに向上させることができる。

【0017】

請求項3記載の発明は、略円筒状に形成された嵌合部本体と、この嵌合部本体に、軸方向に伸び、かつ、略120度の間隔でそれぞれ長さが順次長くなるように設けられた第1、第2及び第3の連結部と、これら第1、第2及び第3連結部のそれぞれの先端側に設け

50

られた第1、第2及び第3圧着部とからなり、前記第1圧着部は、ケーブルとともに前記第2及び第3連結部を外から圧着する形状とし、前記第2圧着部は、ケーブルとともに前記第3連結部を外から圧着する形状とし、前記第3圧着部は、ケーブルを圧着する形状としたので、種々の方向から圧縮部に加わる外力をバランスよく分散させて、こじりや曲げ等に対する機械的強度を向上させることができる。

【0018】

請求項4記載の発明は、嵌合部本体、連結部及び圧着部は、導電性金属板により一体に形成した一体構造としたので、機械的強度を更に向上させることができる。

10

【0019】

請求項5記載の発明は、嵌合部本体、連結部及び圧着部は、導電性金属板により形成された複数の構成部品を係合連結した組み合わせ構造としたので、圧着部、連結部の構造が複雑なケーブル用端子についても容易に対応することができる。

【実施例】

【0023】

図1及び図2は本発明によるケーブル用端子の一実施例を示すものである。具体的にはケーブルを同軸ケーブルとした同軸ケーブル用端子の例を示すものである。

図1において、1はケーブルの一例としての同軸ケーブルで、この同軸ケーブル1は、芯線7と、この芯線7の外周囲を同心円状に順次被覆する絶縁体9、外部導体5及び絶縁外皮3とで形成され、その特性インピーダンスが75（又は50）に形成され、芯線7の先端が接続用に突出し、外部導体5の先端が圧着用に露出している。

20

【0024】

図1及び図2において、10は同軸ケーブル用端子（又は同軸ケーブル用シールド端子）である。

同軸ケーブル用端子10は、導電性金属板の打ち抜き、折り曲げ加工等によって一体構造に形成されたもので、略円筒状に形成された嵌合部本体の一例としてのシェル本体20と、このシェル本体20の一例（図2（a）（b）では左側）の端縁に連結部30を介して一体に連結された圧着部40とを有している。

30

【0025】

シェル本体20の他側（図2では（a）（b）では右側）の外周部分には、径方向への弾性を持たせるためのスリット21～21と内側へ膨出した膨出部23～23とが形成されている。

【0026】

連結部30は、略正方形板状に形成された第1連結部31と、シェル本体20の中心軸方向を長手方向として略横長矩形板状に形成された第2連結部32とからなっている。

第1、第2連結部31、32は、シェル本体20の一例（図2（a）（b）では左側）の端縁において、その端面がシェル本体20の中心軸と交差する交点（K）を中心とした中心角を2等分（中心角180度で2等分）する位置で連結され、斜め内側へ延伸している。

40

【0027】

圧着部40は、第1連結部31の先端側にシェル本体20の中心軸方向に沿って順次連結された第1圧着部41、第2圧着部42と、第2連結部32の先端側にシェル本体20の中心軸方向に沿って連結された第3圧着部43とからなっている。

【0028】

第1圧着部41は、シェル本体20の中心軸に垂直な断面が略円状に形成されるとともに先端に間隙45が形成されている。

第2、第3圧着部42、43は、それぞれシェル本体20の中心軸に垂直な断面が略弧状、略U字状に形成されている。

50

第1圧着部41の間隙45は、第1圧着部41の第1連結部31と連結する側と対向する側に形成されている。

第3圧着部43の半円部分と第2圧着部42は、内壁面を対向させるとともにシェル本体20の中心軸を共通の中心軸とした略同一円筒上に位置するように形成されている。

第1、第2、第3圧着部41、42、43の壁面には、内側へ膨出する膨出部46、47、48、48が形成されている。

【0029】

そして、従来例と同様に同軸ケーブル1の芯線7に内部端子(図示省略)を接続し、この内部端子を、シェル本体20内に装着された絶縁ハウジング111の収容孔に挿入して保持する。その後、圧着機で第1、第2、第3圧着部41、42、43を加締めることによって、図3(a)(b)に示すように、第1、第2、第3圧着部41、42、43が同軸ケーブル1の外部導体5に圧着固定され、電氣的、機械的に接続される。

10

このとき、第1圧着部41は同軸ケーブル1の外部導体5に圧着し、第2、第3圧着部42、43は同軸ケーブル1の絶縁外皮3と外部導体5に圧着する。このため、シェル本体20が同軸コネクタ(図示省略)内に装着され、この同軸コネクタが相手方コネクタに嵌合接続されると、同軸ケーブル1の外部導体5は、第1、第2、第3圧着部41、42、43、第1、第2連結部31、32及びシェル本体20を経、相手方コネクタの接地端子を介して接地され、電磁シールドされる。

【0030】

前記のように、シェル本体20と圧着部40を連結する連結部30が2個の連結部31、32で形成され、この2個の連結部31、32が図2(c)に示すように交点Kを中心とする中心角を2等分(中心角180度で2等分)する位置に形成されているので、圧着部40に加わる外力をバランスよく分散させてこじりや曲げ等に対する機械的強度を向上させることができるとともに、接地部となる連結部31、32をバランスよく配置して高周波性能(又はシールド効果)を向上させることができる。

20

【0031】

比較実験によれば、図3(a)(b)に示す発明品と、図7(a)に示す従来品を比較した場合、機械的強度については図3(c)に示すような相違があり、高周波性能については図4に示すような相違があり、いずれも発明品の方が従来品より優れていた。

すなわち、図3(a)(b)(c)に示すように、A方向(ケーブル引張り方向)については発明品の平均強度が70.0N(ニュートン)であるのに対して従来品の平均強度が57.0Nであり、B、C方向(ケーブルこじり方向)については発明品の平均強度が90.0N、35.0Nで有るのに対して従来品の平均強度が7.5N、13.5Nであった。

30

また、高周波性能については、図4に実線H(発明品)と点線J(従来品)の特性曲線で示すように、VSWR(電圧定在波比)と周波数の関係において、発明品が周波数5.5GHzまでVSWRが1.3以下であるのに対し、従来品が周波数3GHzでVSWRが1.3になり、周波数5.5GHzではVSWRが1.7以上にもなっていた。

なお、上述の比較実験における発明品と従来品は、ともに板厚が約0.3mmの導電性金属板の打ち抜き、折り曲げ等の加工によって形成され、軸方向の全長が約19mm、シェル本体20、109の外径、軸方向長が約4mm、12mmに形成されたものである。

40

【0032】

前記実施例では、連結部が2個、圧着部が3個で形成された場合について説明したが、本発明はこれに限るものでなく、交点Kを中心とした中心角を略n等分して連結部をn個(nは2以上の整数)とし、圧着部をm個(mはn以上の整数)又はp個(pはn未満の正の整数)とした場合について利用することができる。

例えばn=3、m=3の場合についても利用することができ、図5(a)(b)はその一例を示すものである。

【0033】

50

図5(a)(b)において、50は同軸ケーブル用端子で、この同軸ケーブル用端子50は、導電性金属板の打ち抜き、折り曲げ加工等によって一体構造に形成され、略円筒状に形成された嵌合部本体の一例としてのシェル本体60と、このシェル本体60の一例(図5(a)では左側)の端縁に連結部70を介して一体に連結された圧着部80とを有している。

【0034】

連結部70は、シェル本体60の中心軸方向を長手方向として長手方向の長さが順次長くなる横長矩形板状に形成された第1、第2、第3連結部71、72、73からなっている。

第1、第2、第3連結部71、72、73は、シェル本体60の一例(図5(a)では左側)の端縁において、その端面がシェル本体60の中心軸と交差する交点Kを中心とした中心角を3等分(中心角120度で3等分)する位置で連結され、斜め内側へ延伸している。

10

【0035】

圧着部80は、第1、第2、第3連結部71、72、73のそれぞれの先端側に連結された第1、第2、第3圧着部81、82、83からなり、この第1、第2、第3圧着部81、82、83は、シェル本体60の先端側から中心軸方向に向かって延伸するとともに、互いに重なり合わないよう形成されている。

第1、第2、第3圧着部81、82、83は、それぞれシェル本体60の中心軸に垂直な断面が略U字状に形成され、その壁面には、内側へ膨出する膨出部86、87、88が形成されている。

20

【0036】

前記実施例では、機械的強度を向上させるために、圧着部(例えば40又は80)、嵌合部本体(例えば20又は60)及びn個の連結部(例えば31と32又は71~73)が導電性金属板の加工で一体に形成された一体構造の場合について説明したが、本発明はこれに限るものでなく、導電性金属板の加工で個別に形成された複数の構成部品を係合連結した組み合わせ構造の場合についても利用することができる。

例えば、図6(a)(b)(c)に示すように、シェル本体20が互いの係合突部28A、28Bと係合凹部29A、29Bを係合連結した2つの構成部品20A、20Bで構成され、一方の構成部品20Aに第1連結部31を介して第1、第2圧着部41、42を一体に連結し、他方の構成部品20Bに第2連結部32を介して第3圧着部43を一体に連結した場合についても利用することができる。この場合圧着部、連結部の構造が複雑な同軸ケーブル用端子についても容易に対応することができる。

30

【0037】

前記実施例では、n個の連結部(例えば31と32又は71~73)が嵌合部本体(例えば20又は60)の一例の端縁において、交点Kを中心とした中心角をn等分(例えばnが2又は3)する位置に連結された場合について説明したが、本発明はこれに限るものでなく、n個の連結部が嵌合部本体の一例の端縁において交点Kを中心とした中心角をn等分しない位置に連結された場合についても、利用することができる。この場合でも連結部が1個の従来例と比べて連結部が複数あるので、機械的強度及び高周波性能の向上を図ることができる。

40

【0038】

前記実施例では、ケーブルが特性インピーダンス75(又は50)の同軸ケーブルの場合(すなわち同軸ケーブル用端子の場合)について説明したが、本発明はこれに限るものでなく、特性インピーダンスが75(又は50)以外の同軸ケーブルの場合、シールドケーブルの場合又は電線の場合についても利用することができる。

例えばケーブルを構成する内部導体と外部導体が同軸ではないが、内部導体(例えば2本の絶縁線を互いにより合わせてなる2芯線)の周囲を金属箔や金属製組み紐などの外部導体で被覆して外部からノイズの干渉を受けないようにしたシールドケーブルの場合(すなわちシールドケーブル用端子の場合)についても利用することができる。

50

このシールドケーブル用端子の場合には、同軸ケーブル用端子の場合と同様にシールドケーブルとの連結部における機械的強度を向上させることができるとともに、電磁シールド効果を向上させることができる。

また、ケーブルを電線（例えば導体の周囲を絶縁体で被覆した汎用の電線）とした電線用端子の場合には、電線との連結部における機械的強度を向上させることができる。

【図面の簡単な説明】

【0039】

【図1】本発明によるケーブル用端子の一実施例を示すもので、一部を切り欠き、一部を省略した斜視図である。

【図2】図1中の同軸ケーブル用端子10を示すもので、(a)は平面図、(b)は正面図、(c)は(a)の左側面である。

10

【図3】図1において、同軸ケーブル1の端部に同軸ケーブル用端子10の圧着部40を圧着接続した発明品の外観と機械的特性を示す図で、(a)は正面図、(b)は平面図、(c)は(a)においてA、B方向に、(b)においてC方向に、それぞれ外力を加えたときの平均強度を図7の従来品と比較して表わした強度比較図である。

【図4】図3(a)(b)に示す発明品の周波数とVSWRの特性を、図7の従来品と比較して表わした高周波性能比較図である。

【図5】他の実施例を示す図で、(a)は平面図、(b)は(a)の左側面図である。

【図6】さらに他の実施例を示す図で、(a)は平面図、(b)は正面図、(c)は背面図である。

20

【図7】従来例を示す図で、(a)は正面図、(b)は(a)において外力Fを受けて同軸ケーブル用端子100が変形した状態を示す図である。

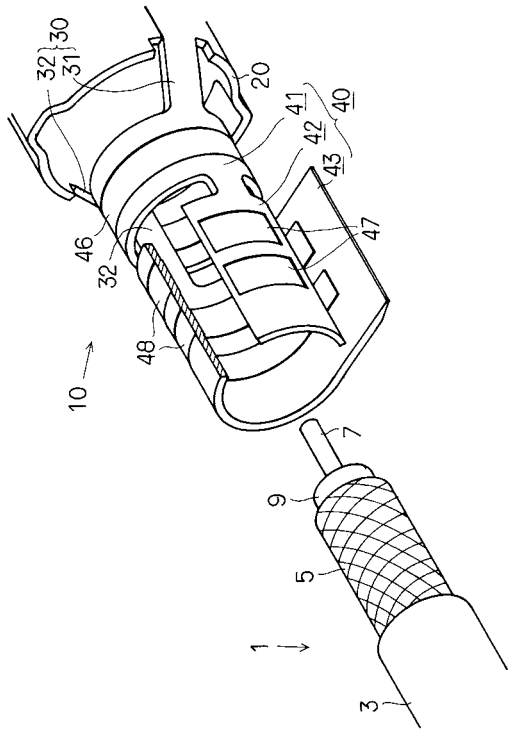
【符号の説明】

【0040】

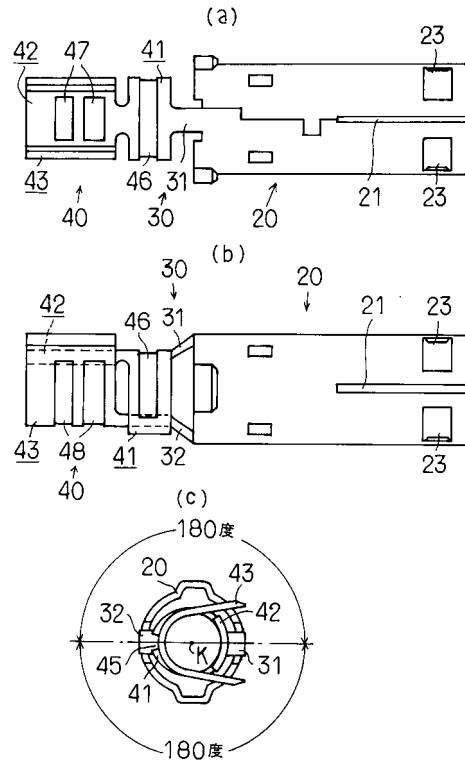
- 1 ... 同軸ケーブル（ケーブルの一例）
- 5 ... 外部導体
- 10、50 ... 同軸ケーブル用端子（ケーブル用端子の一例）
- 20、60 ... シェル本体（嵌合部本体の一例）
- 30、70 ... 連結部
- 31、71 ... 第1連結部
- 32、72 ... 第2連結部
- 40、80 ... 圧着部
- 41、81 ... 第1圧着部
- 42、82 ... 第2圧着部
- 43、83 ... 第3圧着部
- 73 ... 第3連結部
- K ... 交点

30

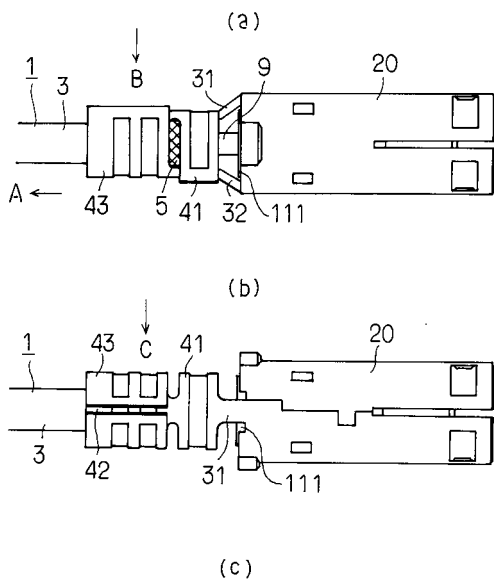
【 図 1 】



【 図 2 】



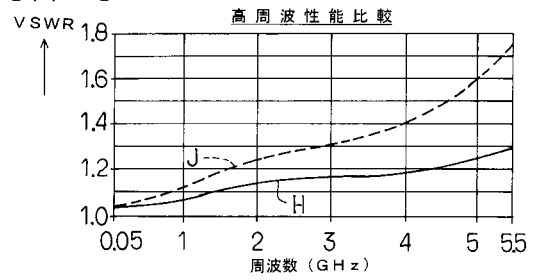
【 図 3 】



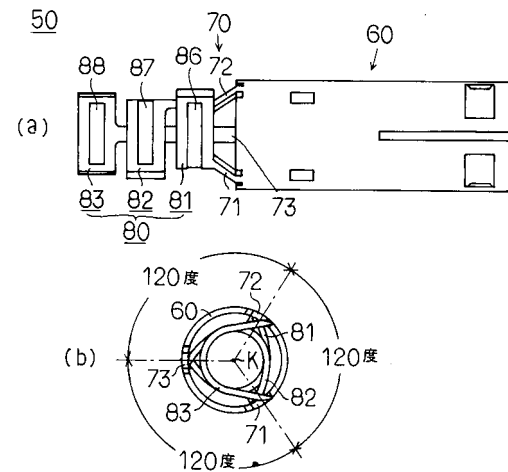
強度比較

方向	強度 (N)	
	発明品	従来品
A 方向	70.0	57.0
B 方向	90.0	7.5
C 方向	35.0	13.5

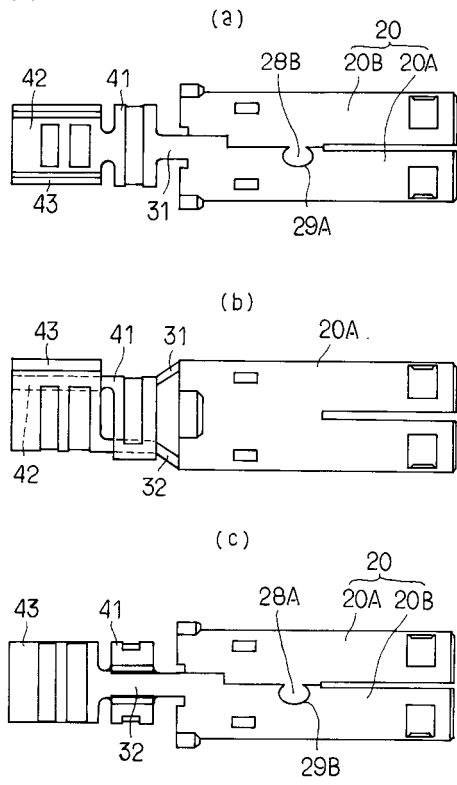
【 図 4 】



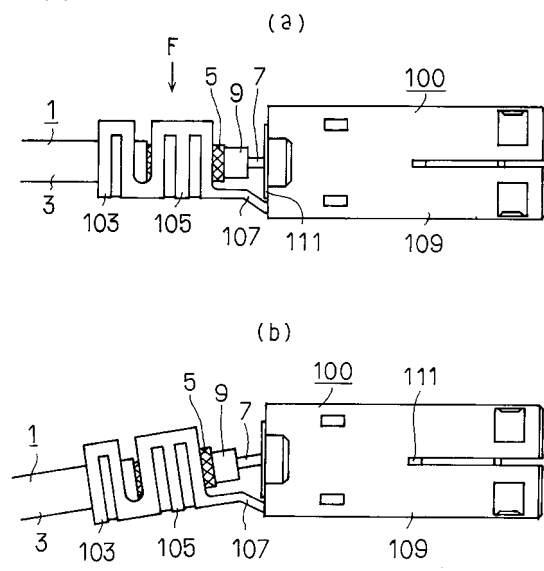
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2002-352925(JP,A)
実開昭63-146969(JP,U)
特開2005-093173(JP,A)
実開昭56-005383(JP,U)
実開平04-046323(JP,U)
実開平05-057760(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H01R 24/02

H01R 4/18